

26 生広情第 857 号

平成 27 年 2 月 10 日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 1 月 8 日付 26 総行振第 1277 号により、当審議会に対して諮問された「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「住民基本台帳ネットワークシステムに係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

本特定個人情報保護評価部会では、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 データの暗号化

本人確認情報の提供、移転では、外部記録媒体を用いて情報のやりとりをしていることが認められる。媒体に格納するデータ量を考慮すると、リスクが高いプロセスであるため、外部記録媒体に格納されるデータについては、暗号化や適正なパスワード管理が重要な保護措置であり、評価実施機関において適切な措置が講じられていると認められる。今後も、社会情勢の変化や技術進歩に応じ、パスワードの桁数等、その保護措置について継続的な検討に努めること。

2 外部記録媒体の取扱い

外部記録媒体の持ち出しは、職員については当該事務に係る実施手順、委託先については仕様書により、原則禁止とされていることが確認されたため、その旨を評価書に記載することが望ましい。また、他の自治体で発生した過去の情報流出事件は、外部記録媒体を庁舎外へ持ち出すことができたことにより発生していることが少なくないことから、今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

3 端末利用時の留意事項

特定個人情報を用いた業務実施時における端末利用に当たり、スクリーンセーバーの利用、来庁者からの分離配置等、適切な措置が講じられている。特定個人情報ファイル使用者とそれ以外の者を厳格に分離するために講じる措置は、個人のプライバシー等の権利利益の保護にとって重要であることから、記載内容の遵守及び継続的な点検に努めること。

4 操作履歴の確認

不正使用のリスクを軽減させる措置としてアプリケーションによる操作履歴確認及び住基端末使用管理簿による使用管理等の適切な措置が講じられている。ただし、ストーカーやドメスティック・バイオレンス加害者等による検索など、特定個人情報の対象となる者の生命に関わるような事案も起こりうることから、継続的な検討に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成27年1月8日	諮問
平成27年1月9日から 同月13日まで	本評価書案概要説明・審議 (第1回特定個人情報保護評価部会)
平成27年1月27日	審議(第2回特定個人情報保護評価部会)
平成27年2月10日	「住民基本台帳ネットワークシステムに係る 特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏